

## 市第 178 号議案

## 横浜市市民文化会館条例の一部改正

横浜市市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市市民文化会館条例の一部を改正する条例

横浜市市民文化会館条例（昭和60年12月横浜市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「横浜市市民文化会館関内ホール」を「横浜市に市民文化会館」に改め、「横浜市中区に」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（名称及び位置）

第 1 条の 2 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
横浜市市民文化会館関内ホール	横浜市中区
横浜市吉野町市民プラザ	横浜市南区
横浜市岩間市民プラザ	横浜市保土ヶ谷区

第 3 条各号を次のように改める。

- (1) 横浜市市民文化会館関内ホール 大ホール、小ホール、リハーサル室及び楽屋
- (2) 横浜市吉野町市民プラザ ホール、ギャラリー、スタジオ、会議室、楽屋及び駐車場

(3) 横浜市岩間市民プラザ ホール、ギャラリー、スタジオ、リハーサル室、レクチャールーム、楽屋及び駐車場

第 5 条第 5 項中「除き、」の次に「別表第 1 の右欄に掲げる担任意務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（」を加え、「横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会（」を「指定管理者選定評価委員会をいう。」に改める。

第 7 条中「ついて、」の次に「別表第 1 の右欄に掲げる担任意務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる」を加える。

第 8 条第 1 項中「施設」の次に「（横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザの駐車場を除く。）」を加える。

第 12 条第 1 項中「利用者」の次に「又は横浜市吉野町市民プラザ若しくは横浜市岩間市民プラザの駐車場を利用する者」を加え、同条第 2 項中「別表」を「別表第 2」に改める。

第 17 条の見出しを「（指定管理者選定評価委員会）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

別表第 1 の右欄に掲げる担任意務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。

第 17 条第 2 項中「選定評価委員会は、」の次に「それぞれ」を加える。

別表中表の部分を次のように改める。

種	別	単	位	利 用 料 金	
				平 日	日曜日、土曜日及び休日
				円	円
	入場料等を徴収しない場合	1 日につき		152,000	178,000

横浜市 市民文化 会館 内 ホール	大ホール	1,000円未満の 入場料等を徴収 する場合	同	202,000	239,000
		1,000円以上3,0 00円未満の入場 料等を徴収する 場合	同	255,000	301,000
		3,000円以上の 入場料等を徴収 する場合	同	307,000	362,000
	小ホール	入場料等を徴収 しない場合	同	33,500	39,500
		入場料等を徴収 する場合	同	56,000	66,000
	リハーサル室		同	15,800	
	楽屋		同	4,500	
附帯設備		1式、1台又 は1枚、1日 につき	36,000		
横浜市 吉野町 市	ホール	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	25,500	30,000
		入場料等を徴収 する場合	同	42,500	50,000
	ギャラリー	入場料等を徴収 しない場合	同	4,500	
		入場料等を徴収 する場合	同	6,700	
	スタジオ		同	13,500	15,900

民 プ ラ ザ	会 議 室	同	6,000		
	楽 屋	同	3,000		
	駐 車 場	1 台、1 回につき	500		
	附 帯 設 備	1 式、1 台又は 1 枚、1 日につき	5,000		
横 浜 市 岩 間 市 民 プ ラ ザ	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1 日につき	22,500	28,500
		入場料等を徴収する場合	同	40,500	46,500
	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	同	2,400	
		入場料等を徴収する場合	同	3,600	
	ス タ ジ オ	同	7,400	8,500	
	リ ハ ー サ ル 室	同	9,100	10,700	
	レ ク チ ャ ー ル ー ム	同	7,700		
	楽 屋	同	1,500		
	駐 車 場	1 台、1 回につき	500		
	附 帯 設 備	1 式、1 台又は 1 枚、1 日につき	5,000		

別表備考 4 中「施設」の次に「（駐車場を除く。）」を加え、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

## 別表第 1 (第 5 条第 5 項、第 7 条、第 17 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会	横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会	横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第5条第5項、第7条、第12条第2項並びに第17条の見出し、第1項及び第2項の改正規定並びに別表を別表第2とし、附則の次に1表を加える改正規定並びに附則第3項の規定は平成27年4月1日から施行する。

## (準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市市民文化会館条例の規定に基づく横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザに係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## (経過措置)

- 3 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市市民文化会館条例第17条第1項に規定する横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会の委員に任命されている者は、この条例による改正後の横浜市市民文化会館条例別表第1に規定する横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選

定評価委員会の委員に任命された者とみなす。

### 提 案 理 由

横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザについて、公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等のため、横浜市市民文化会館条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市市民文化会館条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（設置）

第 1 条 芸術文化の振興を図り、市民の福祉の増進及び芸術文化の向上に寄与するため、横浜市に市民文化会館（以下「文化会館」という。）を横浜市市民文化会館関内ホール（以下「文化会館」という。）を横浜市中区に設置する。  
（名称及び位置）

第 1 条の 2 文化会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
横浜市市民文化会館関内ホール	横浜市中区
横浜市吉野町市民プラザ	横浜市南区
横浜市岩間市民プラザ	横浜市保土ヶ谷区

（施設）

第 3 条 前条に掲げる事業を行うため、文化会館に次の施設を置く。

- (1) 横浜市市民文化会館関内ホール 大ホール、小ホール、リハーサル室及び楽屋
- (2) 横浜市吉野町市民プラザ ホール、ギャラリー、スタジオ、小ホール  
会議室、楽屋及び駐車場
- (3) 横浜市岩間市民プラザ ホール、ギャラリー、スタジオ、リハーサル室  
リハーサル室、レクチャールーム、楽屋及び駐車場

(4) 楽屋

（指定管理者の指定等）

第 5 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会（第 17 条第 1 項に規定する指定管理者選定評価委員会をいう。横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（管理の業務の評価）

第 7 条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第 5 条第 1 項各号に掲げる文化会館の管理に関する業務について、別表第 1 の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる選定評価委員会の評価を受けなければならない。

（利用の許可）

第 8 条 第 3 条に掲げる施設（横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザの駐車場を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（利用料金）

第 12 条 利用者又は横浜市吉野町市民プラザ若しくは横浜市岩間市民プラザの駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(第 3 項省略)

(指定管理者選定評価委員会)

(横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会)

第 17 条 別表第 1 の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の表の左欄に掲げる指定管理者選定評価委員会を置く。  
管理の業務に係る評価等について調査審議するため、横浜市市民

文化会館指定管理者選定評価委員会を置く。

2 選定評価委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。

(第 3 項省略)

別表第 1 (第 5 条第 5 項、第 7 条、第 17 条第 1 項)

名 称	担 任 事 務
横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会	横浜市市民文化会館関内ホールの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会	横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザの指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

別表第 2 (第 12 条第 2 項)

別表

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、土曜日及び休日
入場料等を徴収しない場合	1 日につき	円 152,000	円 178,000
	同	202,000	239,000
1,000円未満の入場料等を徴収する場合	同	202,000	239,000

横浜市市民文化会館 関内ホール	大ホール	1,000円以上3,000円未満の入場料等を徴収する場合	同	255,000	301,000
		3,000円以上の入場料等を徴収する場合	同	307,000	362,000
	小ホール	入場料等を徴収しない場合	同	33,500	39,500
		入場料等を徴収する場合	同	56,000	66,000
	リハーサル室		同	15,800	
	楽屋		同	4,500	
	附帯設備		1式、1台又は1枚、1日につき	36,000	
横浜市吉野町市民プラザ	ホール	入場料等を徴収しない場合	1日につき	25,500	30,000
		入場料等を徴収する場合	同	42,500	50,000
	ギャラリー	入場料等を徴収しない場合	同	4,500	
		入場料等を徴収する場合	同	6,700	
	スタジオ		同	13,500	15,900
	会議室		同	6,000	
	楽屋		同	3,000	

	駐 車 場	1台、1回につき	500		
	附 帯 設 備	1式、1台又は1枚、1日につき	5,000		
横 浜 市 岩 間 市 民 プ ラ ザ	ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	1日につき	22,500	28,500
		入場料等を徴収する場合	同	40,500	46,500
	ギ ャ ラ リ ー	入場料等を徴収しない場合	同	2,400	
		入場料等を徴収する場合	同	3,600	
	ス タ ジ オ	同	7,400	8,500	
	リ ハ ー サ ル 室	同	9,100	10,700	
	レ ク チ ャ ー ル ー ム	同	7,700		
	楽 屋	同	1,500		
	駐 車 場	1台、1回につき	500		
	附 帯 設 備	1式、1台又は1枚、1日につき	5,000		

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、土曜日及び休日
入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 152,000	円 178,000

大 ホ ー ル	1,000円未満の入場料等を徴収する場合	同	202,000	239,000
	1,000円以上3,000円未満の入場料等を徴収する場合	同	255,000	301,000
	3,000円以上の入場料等を徴収する場合	同	307,000	362,000
小 ホ ー ル	入場料等を徴収しない場合	同	33,500	39,500
	入場料等を徴収する場合	同	56,000	66,000
リ　ハ　ー　サ　ル　室		同	15,800	
楽　　　　　屋		同	4,500	
附　　　　　設　　　　　備		1式、1台又は1枚、1日につき	36,000	

(備考)

(1 から 3 まで省略)

- 4 1日以外の時間(以下「時間外」という。)に文化会館の施設~~(駐車場を除く。)~~又は附帯設備を利用する場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、それぞれの利用に係る1日の利用料金の額に10分の1を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又はこれに1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

(5 省略)